



福岡県医発第 290号 (地)

平成24年 4月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

平成24年度がん検診推進事業の実施について

市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対し、「子宮頸がん」「乳がん」「大腸がん」に関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付して、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康保持増進を図ることを目的として実施されている本事業については、平成24年3月14日付け福岡県医発第2910号(地)にて、平成24年度においても子宮頸がん及び乳がん検診事業を実施する旨、貴会宛て通知しておりました。

今般、別添の「平成24年度がん検診推進事業実施要綱」に基づき、本事業を平成24年4月1日より実施する旨、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても今年度事業にご協力賜われますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、県内市町村と広域検診の委託契約を締結し次第、貴会並びに各検診機関へご通知いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

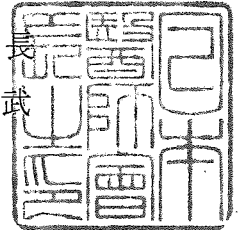
地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

日医発第35号（地Ⅲ9）

平成24年4月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
横倉 義武



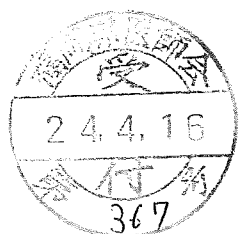
平成24年度 がん検診推進事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記事業については、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としております。

本年度同事業については、別添の「平成24年度がん検診推進事業実施要綱」に基づき、平成24年4月1日から行うこととし、厚生労働省健康局長より本会に対し協力方依頼がありました。

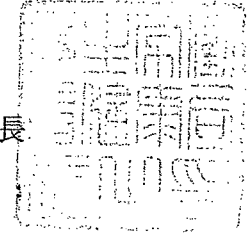
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



710
健発0405第18号
平成24年4月5日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成24年度がん検診推進事業の実施について（協力依頼）

がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況となっております。しかし診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要であることにかんがみ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、受診勧奨事業方策の一つとして、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診を対象としたがん検診推進事業を実施することとしたところです。

本事業については、平成24年4月1日から行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて通知しましたので、貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

別紙

平成24年度 がん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 事業の内容

この事業は、下記（1）から（3）に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、大腸がん検診受診希望者には、検査キットを送付するなど、クーポン券等によるがん検診の受診促進に必要な費用を補助する事業である。

なお、クーポン券等を送付しても、がん検診を受診されない対象者に対しては、再度の受診勧奨を郵送などで行うとともに、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

（1）子宮頸がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年 齢	生年月日
20歳	平成 3 (1991) 年4月2日～平成 4 (1992) 年4月1日
25歳	昭和61 (1986) 年4月2日～昭和62 (1987) 年4月1日
30歳	昭和56 (1981) 年4月2日～昭和57 (1982) 年4月1日
35歳	昭和51 (1976) 年4月2日～昭和52 (1977) 年4月1日
40歳	昭和46 (1971) 年4月2日～昭和47 (1972) 年4月1日

(2) 乳がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年 齢	生年月日
40歳	昭和46 (1971) 年4月2日～昭和47 (1972) 年4月1日
45歳	昭和41 (1966) 年4月2日～昭和42 (1967) 年4月1日
50歳	昭和36 (1961) 年4月2日～昭和37 (1962) 年4月1日
55歳	昭和31 (1956) 年4月2日～昭和32 (1957) 年4月1日
60歳	昭和26 (1951) 年4月2日～昭和27 (1952) 年4月1日

(3) 大腸がん

以下の年齢の男性及び女性を対象とする。

年 齢	生年月日
40歳	昭和46 (1971) 年4月2日～昭和47 (1972) 年4月1日
45歳	昭和41 (1966) 年4月2日～昭和42 (1967) 年4月1日
50歳	昭和36 (1961) 年4月2日～昭和37 (1962) 年4月1日
55歳	昭和31 (1956) 年4月2日～昭和32 (1957) 年4月1日
60歳	昭和26 (1951) 年4月2日～昭和27 (1952) 年4月1日

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 基準日

がん検診台帳を整理するための基準日は、平成24年4月20日とする。

なお、基準日時点において、当該市区町村に在住する対象者に対し、クーポン券等を送付すること。

8 その他の留意事項

(1) クーポン券、検診手帳、受診案内について

クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が送付した見本を踏襲しつつ、検診手帳及び受診案内については、地域の状況に合わせ加除修正することは差し支えないものとする。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(2) 本人確認について

検診実施機関に対し、クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(3) 大腸がん検診について

大腸がん検診における検査キットについては、対象者の利便性に考慮し、受診希望者に直接送付することを本事業における標準的な方法とする。ただし、地域の状況に合わせ、検診実施機関から送付することや検診実施機関に受け取りに行く方法等を妨げるものではない。

なお、問診については、地域の実施方法に合わせ、以下のタイミングで実施すること。

- ① 検査キット受け取り時
- ② 検査キット提出時
- ③ 検査結果の通知時

(4) 検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(5) 検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(6) 他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(7) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明が行えるよう、医師による対面での説明が望ましいこと。

なお、医師による対面での実施が困難等であり、通知による場合であっても、市区町村において、受診勧奨に努めること。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。